

別表(第7条関係)

1 競技場使用料

区分		使用単位		午前	午後	夜間	全日	適用
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで			
貸切りの場合	スポーツに使用する場合	円	円	円	円	円	円	入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定使用料の100分の100を加算した額とする。
	スポーツ以外に使用する場合	2,100	3,150	4,200	9,450	12,600		
貸切りでない場合	バスケットボール	1面1回につき1,680円						1回とは、2時間を限度とする。
	バレーボール	1面1回につき840円						
	バドミントン	1面1回につき525円						
	卓球	1台1回につき262円						
	上記以外	大人1回につき126円 中学生以下1回につき52円						

2 会議室使用料

区分	定員	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
第1会議室	25人	210円	310円	420円	940円
第2会議室	45人	310円	420円	520円	1,260円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 貸切りの場合で、競技場の部分使用については、規定料金を減額するものとする。
- 3 単位時間を超えた場合は、超過時間1時間(1時間に満たない端数は、これを1時間とする。)につき、規定使用料の1時間相当額を徴収する。
- 4 市民以外の者が使用する場合の使用料は、規定使用料の100分の50に相当する額を加算した額とする。ただし、両毛広域都市圏総合整備推進協議会を構成する市町村の住民は、市民とみなす。